



保護者の皆様へ

シンガポール日本人学校事務局

DEPENDANT'S PASS ディペンダントパス（写）の提出について

シンガポール移民局の通達により、日本人学校に通う児童・生徒は、就学可能な滞在許可証（DP, PR, Student Pass 等）を保持している必要があります。

新入生は入学日より2週間以内に滞在許可証（DEPENDANT'S PASS 等）の写し（裏面のQRコードが読み取れる鮮明なもの）を下欄に貼り付けて、事務局へ必ずご提出ください。

（新入学手続き時（オンライン願書提出時）にご提出いただいた場合でもお手数ですが、再提出をお願いいたします）

就学可能な滞在許可証がない場合は、学校に通学できませんのでご注意願います（観光ビザ、ロングタームビジットパスでは就学できません）。

締切日：入学日より2週間以内

* DP を更新され、新しいカードの再発行がない場合でも、必ず学校へコピーを提出してください。

* 通学期間中に保護者の EP がキャンセルされた場合は、Student Pass の取得が必須となります。

EP をキャンセルする前に必ず事務局までご相談願います。

.....き.....り.....と.....り.....

() 小学部 () キャンパス

() 中学部

年 組

学籍番号： _____

| FOR OFFICE USE ONLY | | |
|---------------------|-------|---------|
| Received Date | Keyed | Checked |
| | | |

表

裏

DP の有効期限： _____ 日 _____ 月 _____ 年